

大川市議会第1回定例会会議録

平成30年3月23日大川市議会議場に出席した議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1. 出席議員

1番	馬	淵	清	博	10番	遠	藤	博	昭
2番	古	賀	寿	典	11番	水	落	常	志
3番	箴	島	か	おる	12番	吉	川	一	寿
4番	宮	崎	稔	子	13番	古	賀	龍	彦
5番	龍		誠	一	14番	川	野	栄	美子
6番	池	末	秀	夫	15番	永	島		守
7番	内	藤	栄	治	16番	平	木	一	朗
8番	福	永		寛	17番	岡		秀	昭
9番	石	橋	正	毫					

欠席議員

なし

2. 地方自治法第121条の規定により出席した市吏員

市		長	倉	重	良	一			
副	市	長	石	橋	徳	治			
教	育	長	記	伊	哲	也			
会	計	管	理	者					
(兼)	会	計	課	長	堤	稔彦			
消	防	長	田	中	嘉	親			
人	事	秘	書	課	長	馬	淵	嘉	臣
総	務	課	長						
(併)	選挙	管理	委員会	事務局	長	古	賀		収

企 画 課 長	橋 本 浩 一
農 業 水 産 課 長 (併) 農 業 委 員 会 事 務 局 長	柿 添 量 之
上 下 水 道 課 長	古 賀 政 彦
学 校 教 育 課 長	下 川 慎 司
監 査 事 務 局 長	木 下 剛

3. 本議会の書記は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	石 橋 英 治
議 会 事 務 局 書 記	吉 田 嘉 久
議 会 事 務 局 書 記	和 田 孝 紀
議 会 事 務 局 書 記	宮 崎 朱 美

4. 付議事件

1. 委 員 長 報 告

1. 質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決

1. 追 加 議 案 の 上 程

報告第1号 専決処分の報告について（市道のくぼみによる車両損傷に係る損害賠償）

議案第25号 大川市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

議案第26号 大川市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

1. 提 案 理 由 の 説 明

1. 質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決

1. 閉会中の各委員会への調査付託の件

1. 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

1. 閉 会 の 宣 告

午前9時30分 開議

○議長（川野栄美子君）

皆さんおはようございます。各位の御参集、感謝申し上げます。

出席議員は定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

まず、総務委員会に付託しておりました議案第2号 大川市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について外5件を一括議題といたします。

これから総務委員会における審査の経過並びに結果について、総務委員長の報告を求めます。総務委員長、永島守君。

○総務委員長（永島 守君）（登壇）

皆さんおはようございます。私は、総務委員長といたしまして、本委員会に付託されました議案第2号 大川市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について外5件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げてまいりたいと思います。

まず、議案第2号 大川市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について御報告を申し上げます。

説明によりますと、おおかわセールス課の廃止については、事務の効率化や効果的な産業振興を図るものであり、特にシティセールス事業の業務については、インテリア課と重複した事業内容が多く、一本化したほうが対外的にわかりやすく、また、事業の推進や人員、予算面においても効率的であることなどから、おおかわセールス課を廃止しようとするものでございます。

委員会では、おおかわセールス課という名称が市民に浸透してきており、大川を宣伝する上でも効果的だったと思うが、廃止に当たっての議論はされたのかただしましたところ、インテリア課については、歴史も古く、本市の基幹産業を意味することから、廃止することは難しいと判断した。一方、おおかわセールス課については3年経過し、市民にも浸透し、東京でも認知されるようになったので、おおかわセールスという名称を何とか残せないか議論した結果、インテリア課商業労政係の業務の一部と統合し、係の名称もおおかわセールス係に改め、これまで同様、大川市のセールスを担っていく旨の答弁がなされたところでございます。

さらに、委員からは、おおかわセールス課の所期の目的は産業振興を効率的かつ効果的に図るということで設置されたと思うが、廃止することにより後退したように感じられる。今後の大川市のセールスをどのように考えているのかただしましたところ、一人の課長がイン

テリア産業の振興とセールス事業をマネジメントすることが効果的であり効率的であると考え組織の改編を行った旨の答弁がなされました。

次に、議案第3号 大川市男女共同参画推進条例の制定について御報告を申し上げます。

説明によりますと、本議案は、男女共同参画社会を性別に関係なく一人ひとりの存在が尊重され、あらゆる分野において生き生きと活躍できる社会と捉え、その実現のため、市と議会、市民、そして事業者等が一体となって取り組む必要がある基本的な事項を定め、男女共同参画の推進を図るため、条例制定を行おうとするものであります。

委員会ではまず、どのような経過で男女共同参画推進条例という名称になったのかただしましたところ、検討委員会には事務局案として「男女共同参画まちづくり推進条例」という名称で提案したが、「まちづくり」の名称を入れると条例の趣旨がわかりにくく、都市計画的なハード面を連想させる。男女共同参画のイメージが伝わりにくいとのことで、男女共同参画推進条例という名称になった旨の答弁がなされたところでございます。

次に、第1条中に「性に関わりなく、市民の人権が尊重され、豊かで活力ある男女共同参画社会の実現に向けて、」と規定されているが、「性別」ではなく「性」と表現したのは、何か意図するものがあるのかただしましたところ、性別とは男性か女性かという分け方を指すが、性とは、性同一性障害で苦しんでいる方など、いろんな方々がおられ、男性、女性だけではない広い意味での性を指している旨の答弁がなされました。

また、第3条中に「性別による固定的な役割分担意識を反映した社会における制度又は慣行をなくすよう努める」と規定されているが、「制度又は慣行」とはどのようなことかただしましたところ、一つの例えになるが、女性は町内や公民館の役員になりにくい雰囲気があり、女性はお世話する補助的な役割という意識が地域社会の中にある。また企業においても同じように、補助的な業務を行うのが女性の役割のような意識が慣行として残っているように見受けられる旨の答弁がなされたところでございます。

さらに、本条例が絵に描いた餅に終わるのではなく円滑に推進できるよう、しっかり取り組んでいただきたい旨の意見に対し、市としては、働き方改革も含めて、みんなで一緒に意識を高めていくような施策をとっていききたい旨の答弁がなされたところでございます。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第4号 大川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定に

ついて御報告を申し上げてまいりたいと思います。

説明によりますと、本議案は、児童福祉法等の改正により、育児休業の運用が変更されることに伴い、所要の改正を行おうとするものでございます。

改正内容につきましては、大きく3つあるわけでありまして。

1つ目は、児童福祉法の改正により、里親のうち養子縁組によって養親となることを希望している者について、養子縁組里親として法定化されたことを受け、条例の文言の整理を行うものであります。2つ目は、非常勤特別職の育児休業の取得可能期間の延長に関する規定を整備するものであります。3つ目は、育児休業の再取得ができる内容を特別な事情等に加えるなど、再度の延長等に関する規定の整備を行うものであります。

委員会では、非常勤特別職の育児休業の取得可能期間の延長に関し、子供が何歳になるまで延長できるのかただしましたところ、原則として、子が1歳に達する日まで取得することができるが、保育所に入れない等の場合には、例外的に、これまで1歳6月までであったが、再度申し出すことにより2歳まで延長できるようになった旨の答弁をいただいたわけでありまして。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第5号 大川市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例の制定について御報告を申し上げます。

説明によりますと、人事院が行う国家公務員の退職給付における民間比較調査の結果、公務が民間を平均781千円程度上回ることから、国家公務員の退職手当支給水準を引き下げる法律改正が行われたため、本市においても、国に準じて、退職手当の支給水準の引き下げを行おうとするものでございます。

委員会では、特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第13号 平成29年度大川市一般会計補正予算についての御報告を申し上げます。

説明によりますと、今回の補正は、国の補正予算を活用するものも含め、歳入歳出予算、繰越明許費及び地方債の補正を行おうとするもので、その概要は次のとおりでございます。

総務費には、職員の退職勧奨等に伴う退職手当78,569千円が計上されております。

民生費には、障害者自立支援医療給付費7,455千円が計上されております。

農林水産業費には、地籍調査事業費66,996千円が計上されております。

教育費には、大野島小学校大規模改造事業40,000千円、学校給食賄材料費8,402千円が計上されております。

以上によりまして、今回の補正総額は201,422千円となったところでございますが、これらの財源といたしましては、歳出に見合う国庫支出金、県支出金、市債及び地方交付税をもって充当するとのことでございます。

次に、繰越明許費の補正につきましては、本年度内に事業の完了が見込めないものについて、繰越明許費の設定を行うものでございます。

次に、地方債の補正につきましては、対象事業の追加及び変更に伴い、地方債の追加及び変更を行うものであります。

委員会では、第2表繰越明許費の内容についてたどしましたところ、6款1項の地籍調査事業及び10款2項の大野島小学校大規模改造事業については、国の補正予算に伴うもので、今年度に補正予算を計上し、来年度に繰り越して事業を行うものであります。また、11款1項の漁港施設災害復旧事業につきましては、9月議会において35,000千円の補正予算を計上いたしておりましたが、そのうち30,000千円を翌年度に繰り越す旨の答弁がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第でございます。

次に、議案第21号 財産の無償譲渡について御報告を申し上げてまいりたいと思います。

説明によりますと、本案は、国際医療福祉大学の薬学部設置を実現させることにより、本市の若年人口の増加はもとより、地域の発展や地域活性化等に寄与することなどから、大学への支援の一つとして、当該財産を同大学のグラウンド等用地として、無償で譲渡することとあります。

委員会では、譲渡する財産の土地建物等を金額に換算したらどれくらいになるのかたどしましたところ、固定資産評価額で試算すると約6億円の評価価値がある。しかしながら大川南中学校は閉校が既に決まっており、また耐震対応の建物でないため、そのまま市の所有となれば解体費用が約1億円程度必要となる。建物も含めて国際医療福祉大学に譲渡するので、相対的な価値としては、約5億円程度となる旨の答弁をいただいたところでございます。

また、委員からは、本市は病院と大学から成る医療福祉学園都市としての色合いも濃くなってきている。10年後、20年後、そうした産業が斜陽化した場合、本市の財政にも影響を与

えることから、将来的な見通しをどのように考えているのかただしましたところ、本市の基幹産業はあくまでも家具インテリア産業で、次に医療、福祉、介護関係が続くものと考えており、将来的にも続いていくとの認識を持っている旨の答弁をいただいたところでございます。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第でございます。

以上で私の報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（川野栄美子君）

総務委員長報告は終わりました。

これから総務委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決をいたします。

まず、議案第2号 大川市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第3号 大川市男女共同参画推進条例の制定についてを採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第4号 大川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号 大川市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例の制定について採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号 平成29年度大川市一般会計補正予算を採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号 財産の無償譲渡についてを採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、文教厚生委員会に付託しておりました議案第6号 大川市立小・中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について外8件を一括議題といたします。

これから文教厚生委員会における審査の経過並びに結果について、文教厚生委員長の報告を求めます。文教厚生委員長、水落常志君。

○文教厚生委員長（水落常志君）（登壇）

皆様おはようございます。

私は、文教厚生委員長といたしまして、本委員会に付託されました議案第6号 大川市立小・中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について外8件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、議案第6号 大川市立小・中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について御報告申し上げます。

本案は、学校再編により、平成32年3月31日をもって、大川中学校、三又中学校、大川東中学校及び大川南中学校を廃止し、平成32年4月1日付で、統合後の大川桐英中学校と大川桐薫中学校を新たに設置するため、所要の改正を行おうとするものであります。

委員会では、特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第7号 大川市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の制定について御報告申し上げます。

本案は、次期学習指導要領の改訂に伴う小学校における外国語の教科化などにいち早く対応するため、大川市立小学校における専科常勤講師の配置等を実施する目的で市費負担教職員の任用を行うため、給与等に関する条例を制定しようとするものであります。給与等の支給額につきましては、給料は、県費負担教職員とほぼ同額、手当のうち扶養手当や住居手当等は、市職員と同額、教職員調整額や特殊勤務手当等の教職員独自の手当に関しましては、県費負担教職員と同額となるとのことであります。

委員会では、条例の趣旨が、小学校の専科常勤講師の配置と少人数学級編制の実施のためとなっており、中学校への市費負担教職員の配置の考えについてただしたところ、今回は、喫緊の課題である小学校の外国語の教科化と少人数学級編制のための配置を考えているが、将来的には中学校への配置が必要になる可能性もあるため、今後検討したい旨の答弁がなされました。

さらに、委員からは、学力向上に力を入れている市町村は市費で教職員を採用する仕組みづくりができています。大川市でも初めてこのような条例ができるので、教職員に余裕ができるような体制づくりのためにも、もう少し枠を広げることも視野に入れていただきたい旨の要望がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第8号 大川市ふれあいの家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について御報告申し上げます。

大川市ふれあいの家は、平成7年度の開館から約23年が経過しており、空調設備の老朽化

が著しく、3基ある設備のうち1基しか稼働していない。夏場の7月から8月にかけての利用が最も多く、故障すれば宿泊の対応が困難になるため、平成30年度の早い時期に空調設備の工事を計画している。ほかにも、市外居住者の利用が約9割を超えており、また、現在の料金設定が割安なため民業圧迫になっている面もあり、今回、空調設備の更新とあわせて、施設利用の実態を勘案した使用料とするため、所要の改正を行おうとするものであります。

今回の改正により、使用料のうち個人使用1人1日100円を削除し、研修室等の利用に統一、宿泊料を市内居住者は200円、市外居住者は400円増額、宿泊者の冷暖房料は一律100円増額になるとのことです。

委員会では、施設予約後のキャンセル料の整理が必要ではないかただしたところ、宿泊研修施設のため、電話等での仮予約後に申請書や活動計画書の提出と使用料の納付をしていただくことで初めて使用許可を出しているが、実態としては、仮予約をされて当日までそのままになっていることもあるようなので、今後整理をしたい旨の答弁がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第9号 大川市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について御報告申し上げます。

本案は、高齢者の医療の確保に関する法律の一部が改正され、後期高齢者医療保険の住所地特例に係る取り扱いが変更されるため、所要の改正を行おうとするものであります。

今回の改正により、国民健康保険の住所地特例を受けた施設入所者が後期高齢者になっても、前の住所地の広域連合が保険者となるように見直され、平成30年度以降に新たに後期高齢者医療制度の被保険者になる人から適用される。福祉施設等が集中する県や市町村の国民健康保険と後期高齢者医療の財政を圧迫させないための制度であるとのことです。

委員会では、特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第10号 大川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御報告申し上げます。

本案は、就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

委員会では、特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決し

た次第であります。

次に、議案第11号 大川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について御報告申し上げます。

本案は、介護保険事業計画の見直しに伴い、平成30年度からの保険料を改定すること、及び介護保険法の改正により、過料規定の改正を行おうとするものであります。

委員会では、特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第16号 平成30年度大川市国民健康保険事業特別会計予算について御報告申し上げます。

本会計は、国民健康保険法に基づく医療事業等について予算編成を行うもので、歳出の主なものとしては、総務費72,168千円、保険給付費3,228,424千円、国民健康保険事業費納付金1,161,178千円などで、予算規模は4,517,000千円であります。

国民健康保険では、加入者の高齢者の割合が高く、所得水準が低いといった構造的な問題を抱えているため、平成30年4月より、財政を県単位化することで、安定的な財政運営を目指し、市町村は事務の効率化、標準化、広域化を推進していくことになる。このため、被保険者証が県統一の様式に変わり、資格の取得や喪失が県単位となる。また、高額療養費の多数回該当が県単位で通算されるため、加入者の負担が軽減されるということであります。

委員会では、3款1項1目一般被保険者医療給付費分の国民健康保険事業費納付金の算定についてただしたところ、県内では、大川市の所得水準は平均的で、医療費水準は少し低い状況であるため、平成30年度の1人当たりの納付金は132,461円となり、県の平均を若干下回っている。納付金の率が一番高い自治体は118.6%、一番低い自治体は76.6%となっており、県内60市町村のうち24市町村に対して県が激変緩和措置を行う。大川市は98.4%のため、平成30年度は少し黒字になる予定であり、平成31年度以降も黒字を上乗せしていくことで赤字を解消していく計画である旨の答弁がなされました。

次に、委員会では、6款1項1目保険衛生普及費において、後発医薬品普及促進支援事業電算処理委託による効果についてただしたところ、後発医薬品を使用した場合に100円以上の効果がある人に国保連合会より通知を出している。毎月、約100件の通知がなされており、平成28年度の医薬品については、約8,000千円削減している旨の答弁がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきもの

と決した次第であります。

次に、議案第17号 平成30年度大川市後期高齢者医療事業特別会計予算について御報告申し上げます。

本会計は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療事業等のうち、保険料徴収など本市が行うべき事業等について、予算編成を行うもので、歳出の主なものは、総務費16,133千円、後期高齢者医療広域連合納付金550,407千円などで、予算規模は569,000千円であります。

委員会では、2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金が前年度より増加しているが、今後はどうなるのかただしたところ、福岡県の広域連合では、平成28年度までに約8億円の剰余金が出ており、平成30年度と平成31年度の2年間は後期高齢者医療保険料を上げないように、この剰余金で調整することになっている。しかし、福岡県の後期高齢者医療費はかなり高いため、平成32年度以降の対策については県全体で考えていく必要がある旨の答弁がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第18号 平成30年度大川市介護保険事業特別会計予算について御報告を申し上げます。

本会計は、介護保険法に基づき、介護保険事業勘定及び介護サービス事業勘定について予算編成を行うもので、予算規模は、介護保険事業勘定3,908,000千円と介護サービス事業勘定26,000千円を合わせて、3,934,000千円であります。

まず、介護保険事業勘定における歳出の主なものは、総務費114,503千円、保険給付費3,518,000千円、地域支援事業費271,649千円など、次に、介護サービス事業勘定における歳出の主なものは、総務管理費21,951千円、居宅サービス事業費3,549千円などであります。

委員会では、介護保険事業勘定の5款2項1目一般介護予防事業費の職員手当等において、時間外勤務手当がかなり増加していることについてただしたところ、実際にはどれぐらいの時間外勤務になるのかはわからないが、高齢者の増加に伴い相談業務等も多くなり、業務全体にボリュームが出てきている。人事秘書課にも相談し、業務が固定的な人に偏らないように考えていきたい旨の答弁がなされました。

さらに、委員からは、今、働き方改革ということも言われているので、職員の勤務状況を

考えて配慮していただきたい旨の要望がなされました。

次に、委員会では、介護保険事業勘定の5款3項1目包括的支援事業費において、認知症初期集中支援チームによる支援の実績についてただしたところ、大川三瀨医師会に委託している事業で、医師、看護師、作業療法士、介護福祉士、薬剤師から成る8名のチーム員で検討会議や訪問が行われている。平成28年12月から平成29年10月までの支援として、対象者6名に対して訪問を延べ30回、うち受診同行を6回行っている。平成30年度は、専門医やチーム員をふやし、少し事業の拡大をしていきたいと考えている旨の答弁がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。ありがとうございます。

○議長（川野栄美子君）

文教厚生委員長の報告は終わりました。

これから文教厚生委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決いたします。

まず、議案第6号 大川市立小・中学校設置条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第7号 大川市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号 大川市ふれあいの家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号 大川市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第10号 大川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号 大川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号 平成30年度大川市国民健康保険事業特別会計予算を採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号 平成30年度大川市後期高齢者医療事業特別会計予算を採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号 平成30年度大川市介護保険事業特別会計予算を採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、産業建設委員会に付託しておりました議案第12号 大川市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について外3件を一括議題といたします。

これから産業建設委員会における審査の経過並びに結果について、産業建設委員長の報告を求めます。産業建設委員長、内藤栄治君。

○産業建設委員長（内藤栄治君）（登壇）

私は、産業建設委員長としまして、本委員会に付託されました議案第12号 大川市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について外3件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果につきまして御報告申し上げます。

まず、議案第12号 大川市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について御報告申し上げます。

説明によりますと、本案は、都市公園法施行令の一部改正に伴い、これまで、国が一律に規定していた都市公園における運動施設の敷地面積に対する割合について、新たに条例で定めるものであります。

改正内容としましては、改正前は都市公園法施行令にて、100分の50を超えてはならないと規定されていましたが、改正後には、国の基準を参酌し、当該都市公園を設置する地方公共団体の条例で定める割合を超えてはならないと規定されたことに伴い、本市条例において、運動施設に関する基準を100分の50とするため、所要の改正を行うものであります。

委員会では、敷地面積の総計に対する運動施設の割合が100分の50を超えてはならないと規定されているが、現在の大川中央公園の運動施設の割合をただしたところ、24%である旨の答弁がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第14号 平成29年度大川市下水道事業特別会計補正予算を御報告申し上げます。

説明によりますと、本案は、平成29年度下水道事業の龍代ポンプ場新設工事に関し、当初、予定していた機械、電気設備の工場製作について、出来高不足を生じ、平成29年度内の完了が見込めないため、繰越明許費を設定するものであります。

委員会では、龍代ポンプ場の完成時期をただしたところ、平成30年7月末をめどに完成を予定している旨の答弁がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第19号 平成30年度大川市下水道事業特別会計予算を御報告申し上げます。

説明によりますと、公共下水道は、市民生活における根幹的な施設として不可欠な社会資本であり、生活環境の改善、公共用水域の水質保全及びトイレの水洗化等を目的として、事業の推進を図っているとのことであります。

平成30年度は、これまでに供用開始を行った地域の水洗化促進や、管渠整備による供用開始区域の拡大を図るとともに、龍代ポンプ場整備に要する経費等として、予算規模は910,000千円で、これが財源としては、国庫支出金、繰入金及び市債等をもって充当するものであります。

委員会では、まず、家屋等損失補償費についてただしたところ、工事を行う際には、工事区域の家屋の事前調査及び申し出があった場合に、事後調査を行い、損傷等がある場合は、補償するようにしている旨の答弁がなされました。

さらに、委員会では、予算額を超えるような事例はあるのかただしたところ、ここ数年間では起きていない旨の答弁がなされました。

次に、委員会では、下水道事業はこれからも自立できないのかただしたところ、下水道事業の汚水分は接続することで下水道使用料が入るため、おおむね17年後くらいには軌道に乗るような試算を行っている旨の答弁がなされました。

これに対して、委員会では、17年後は一般会計からの繰り入れがなくなると解釈していいのかただしたところ、一部を除きそのように計画している旨の答弁がなされました。

さらに、総括質疑の中で、下水道事業は17年後に採算に乗るとの説明を受けたため、もう少し早く採算に乗るよう計画を前倒ししていただきたい旨の要望がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第20号 平成30年度大川市上水道事業会計予算を御報告申し上げます。

説明によりますと、まず、本会計予算の第3条収益的収支は収入である水道事業収益800,757千円に対し、支出である水道事業費が793,871千円であります。

次に、予算第4条資本的収支は、資本的支出282,026千円に対し、資本的収入は7,551千円で、資本的収支不足額の274,475千円は、当年度分損益勘定留保資金146,724千円、繰越利益剰余金処分額121,941千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額5,810千円で補填するとのことであります。

委員会では、まず、配水管整備事業の予定箇所についてただしたところ、配水管整備事業は、現在実施されている大野島地区の有明海沿岸道路事業及び高潮対策事業に伴う配水管の布設工事、市で行っている一木地区の道路改良工事に伴う配水管布設工事、三丸地区の道路舗装工事に伴う布設取りかえ工事などを予定している。

なお、ここに布設している配水管が全て老朽管とは言わないが、おおむね古い管に該当するので、公共事業にあわせて工事を計画している旨の答弁がなされました。

次に、委員会では、老朽管更新工事の進捗状況についてただしたところ、平成28年度で年間、約1.8%の更新を行っている。一般的に、耐用年数は40年だが、40年を経過したからといって、すぐに漏水したりするものではなく、道路改良工事にあわせて施工しており、漏水が頻繁に発生している路線を優先して更新を行っている状況である旨の答弁がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で私の報告を終わります。

○議長（川野栄美子君）

産業建設委員長の報告は終わりました。

これから産業建設委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、

御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決いたします。

まず、議案第12号 大川市都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を産業建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は産業建設委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号 平成29年度大川市下水道事業特別会計補正予算を採決いたします。

本案を産業建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は産業建設委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号 平成30年度大川市下水道事業特別会計予算を採決いたします。

本案を産業建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は産業建設委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号 平成30年度大川市上水道事業会計予算を採決いたします。

本案を産業建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は産業建設委員長報告のとおり可決されました。

次に、予算特別委員会に付託しておりました議案第15号 平成30年度大川市一般会計予算を議題といたします。

これから予算特別委員会における審査の経過並びに結果について、予算特別委員長の報告を求めます。予算特別委員長、永島守君。

○予算特別委員長（永島 守君）（登壇）

私は、予算特別委員長といたしまして、本委員会に付託されました議案第15号 平成30年度大川市一般会計予算につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

今予算委員会におきましては、いろんな方々から多くの御議論をいただきましたけれども、委員長の私において短く取りまとめさせていただいた上での報告となることを、まず御了承いただきたいと思っております。

説明によりますと、本案は個人所得の大きな伸びが期待できない中、来年度は固定資産の評価替え等もあり、市税全体としては減収が見込まれるなど、本市の財政状況は大変厳しい状況にあることを踏まえ、財政規律に留意しつつ限られた財源の中で、引き続き、よりよい市民サービスを提供できるよう、重点化・効率化を徹底した予算に心がけた結果、一般会計の予算規模は17,170,000千円となり、前年度当初予算との対比では9.6%の増となっているとのことでございます。

なお、本案の審査に当たりましては、平成30年度一般会計当初予算関係資料の提出を受け審査を行ったところであります。

以下、委員会で交わされました質疑、意見の主なものについて、歳出からまず申し上げてまいりたいと思っております。

まず、2款1項6目財産管理費のふるさと基金積立金で、これまで基金を取り崩したことがあるのかただしましたところ、平成28年度に小学校空調設備設置のため、36,000千円を取り崩したことなどがある旨の答弁をいただきました。

次に、2款1項6目財産管理費の耐震改修等設計業務委託料に関し、耐震補強すると決定した経過並びに災害時の非常用電源の設置についてただしましたところ、まず、耐震補強すると決定した、その経過については、本庁舎の耐震診断の結果、震度6強から震度7程度の地震に対し倒壊または崩壊する危険性が高いという結果が出たので、検討した結果、庁舎建てかえとなると多額の財源が必要となり、今日の財政状況から勘案しても厳しいと判断をし、そして耐震補強をする旨の答弁をいただいたところでございます。

また、災害時の非常用電源の設置につきましては、現在具体的な計画はないが、近隣自治

体等の設置状況を研究し、できるだけ早いうちに報告していきたい旨の答弁がなされたところでございます。

次に、2款1項10目国際交流費の旅費1,506千円の内容についてただしましたところ、昨年、イタリアのポルデノーネ市との姉妹都市締結が30周年を迎え、当時は人の行き来もあり交流も盛んに行われていたが、ここ20年ほどは目立った交流事業も行われていません。

そのような中、インテリア業界より産業観光事業の取り組みを進める中で、優秀なデザイナーにお願いし、世界に通用するような製品開発やデザイン開発ができないのか、また家具工業会で進められている海外展開事業にもつなげられるような家具をつくりたいとの要望があり、家具工業会や商工会議所の方々と協議を重ねてきたところでございます。

その際、優秀なデザイナーの紹介をポルデノーネ市にお願いした経過等もあり、業界の数名の方がポルデノーネ市へ訪問されました。

本市も、これをきっかけに姉妹都市交流の発展にならないか、さらには地方創生事業もあわせ、今後の交流の進め方等について、市長同士が一度話し合いの場を持ったほうがよいのではないかと思い、今回の訪問を考えたとの答弁がなされたところでございます。

委員からは、訪問することは大変いいことだと思うが、観光に行ったと誤解をされないよう、しっかりと計画を立て、そして成果が上がるよう努力をしていただきたい旨の意見が開陳されたわけでもございます。

次に、3款2項1目児童福祉総務費の子育て支援総合施設設計等業務委託料に関して、大川中央公園のリニューアルとあわせて公園内に子育て支援総合施設を建設する計画があるが、どうしても公園内に新しく建設する必要があるのかただしましたところ、現在利用している子育て支援センターが老朽化している状況である。また、大川中央公園のリニューアル事業では、250,000千円以上の改修規模でなければ国からの補助金が出ないため、リニューアルにあわせて公園内に子育て支援総合施設を建設すれば一番効果的で効率的だと考えている旨の答弁をいただいたところでございます。

さらに委員からは、施設の建設よりも内容の充実、人材の育成が重要である。また、既存の施設の利用もできると思うので、もう一度よく考えていただきたい旨の要望がなされました。

次に、4款2項2目塵芥処理費に関連し、清掃センターの耐用年数及び今後の方向性等についてただしましたところ、現在の清掃センターは延命化計画に基づき施設の改修を図って

おり、できるだけ長期的に稼動していきたいと考えていますとの答弁をいただきました。また、今後の方向性につきましては、広域行政や一部事務組合で取り組んだほうがいいのか、市単独で建設したほうがいいのか、負担金の問題や市内移転場所の問題等を研究し、さらには、近隣自治体の今後の運転状況等を見ながら判断していきたい旨の答弁がなされたところでございます。

次に、6款3項4目漁港建設費の漁港施設改修事業設計業務委託料の工事箇所及び補助対象の有無についてたどしましたところ、工事箇所は、新田漁港の棧橋の改修と新田漁港南側の物揚げ場のかさ上げ事業を予定している。市では、平成26年度から漁港の機能保全計画を立てており、新田漁港も早急に工事をしなければならない、そのような箇所の一つであるということでした。

なお、この機能保全計画に基づく国の補助率は2分の1となっているが、今回はそれよりも補助率の高い漁村再生交付金事業に該当するというので、国が50%、さらには県が17%補助する事業にのせて行うこととしている旨の答弁がなされました。

次に、7款1項3目木工業振興費に関し、大川インテリア振興センターには、公益事業補助金として、毎年、20,000千円ほどの人件費を補助した上に、インテリア産業販売促進戦略構築事業費補助金41,000千円のほか1項目の事業に対し補助を行っているが、補助金を検討する考えはないかたどしましたところ、人件費は、本市からの補助金により賄っている状況が続いており、人員体制も含めて検討していただくよう話をしている。また、収益事業の検討をもう少し進め、最終的には自立化していただくようお願いしたい旨の答弁がなされたところでございます。

さらに、委員からは、営業努力を行い、目に見えるような事業を実施するようお願いできないかたどしましたところ、大川インテリア振興センターは、ことしで30周年を迎えるため、30年の総括と今後のあり方について、話をしていきたいと思っている。また、大川インテリア振興センターは補助金の受け皿の役割もあり、ことし2月に実施したTATEGUMI（タテグミ）は建具組合のほうがメインで事業を行われており、建具、家具、い草も含めて、実際はそれぞれの事業者の中でアイデアを出しながら事業展開がなされていることを御理解いただきたい旨の答弁がなされました。

次に、8款2項2目道路維持費に関し、狭隘道路事業の予算及び整備予定箇所についてたどしましたところ、狭隘道路事業は、国の交付金事業で、いわゆる4メートル未満の狭隘な

道路を拡幅し、4メートル以上の道路に整備する事業であり、平成30年度については、事業の促進を図るため、事業費を22,000千円ほど増額している。また、整備の予定箇所は、平成26年度に各校区の区長会から要望をいただき、校区2路線、トータル12路線について現在、整備を進めている旨の答弁がなされました。

次に、10款3項3目学校建設費の統合中学校施設建設工事費に関して、現在の設計では、教室の床と腰壁までを木質化する予定となっているが、教室の壁や天井までの全てを木質化することはできないのかただしましたところ、設計者には、大川市の地域性は十分に伝え、できる限り木材を使っていただきたいと協議をしてきた。子供たちが授業を受けやすい環境をつくるのが一番の目的であるので、教職員とも協議を重ねた結果、総合的に判断し、床と腰壁に木材を使うこととした旨の答弁がなされました。

さらに委員からは、教室の内装全てを木質化した大川らしい学校をつくることで、子供の環境にもいいし、地場産業のPRにもなるので、天井だけでも木質化できないのか、もう一度考えていただきたい旨の要望がなされたわけであります。

次に、総括質疑について申し上げます。

本年度の予算は、統合中学校の建設や子育て支援総合施設建設等の関係で、未来投資予算と言われているが、前年度と比較したら15億円程度の増額となっている。15億円は確かに未来への投資かもしれないが、未来への負債でもある。税収がふえない中、未来への投資を捻出するためには、補助金や委託料等どこか削らないと未来の子供たちに負債を残してしまうことになる。予算計上に当たってはその辺も勘案しながら予算編成していただきたい旨の意見が開陳されました。

さらに、委員からは、企業に限らず行政においても人材の育成が大事だと思う。人を育てるのは人であり、その人を育てる政策等をしっかり心の中に置いて取り組んでいただきたい旨の意見が開陳されました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第でございます。

以上で私の報告を終わらせていただきたいと思います。

○議長（川野栄美子君）

予算特別委員長の報告は終わりました。

これから予算特別委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、

御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決をいたします。

それでは、議案第15号 平成30年度大川市一般会計予算を採決いたします。

本案を予算特別委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は予算特別委員長報告のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩をいたします。

午前10時41分 休憩

午前11時6分 再開

○議長（川野栄美子君）

休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

次に、この際、お諮りいたします。

本日、お手元に配付のとおり、市長から報告第1号 専決処分の報告について（市道のくぼみによる車両損傷に係る損害賠償）の議案1件の送付と、さらに、本市議会議員、永島守君外3名から、議案第25号 大川市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について並びに議案第26号 大川市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、議案2件の提出がなされ、これを受理いたしましたので、この際、御報告を申し上げるとともに、これを本日の日程に追加し、直ちに上程したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

それでは、議案の朗読を省略し、報告第1号 専決処分の報告について（市道のくぼみによる車両損傷に係る損害賠償）、議案第25号 大川市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、議案第26号 大川市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についての以上3件を一括議題といたします。

これから提案理由の説明を行います。

市長の提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（倉重良一君）（登壇）

本日ここに、追加として提案をさせていただきました報告第1号 専決処分の報告について御説明申し上げます。

この専決処分の報告につきましては、議案に理由を付しておりますとおり、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

以上でございます。

○議長（川野栄美子君）

市長の提案理由の説明は終わりました。

次に、この際、お諮りいたします。

ただいま議題といたしております案件のうち、議案第25号及び議案第26号については、さきの議員協議会において御協議いただいておりますので、提案理由の説明を省略したいと思いますのですが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

次に、この際、お諮りいたします。

ただいま議題といたしております案件については、委員会付託を省略し、直ちに本会議で審議いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

それでは、ただいま議題といたしております報告第1号 専決処分の報告について（市道のくぼみによる車両損傷に係る損害賠償）に対し、質疑を行います。

質疑を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、報告第1号については、以上で御了承のほどお願いいたします。

次に、議案第25号 大川市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について並びに議

案第26号 大川市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についての以上2件について、
質疑を行います。

質疑を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決をいたします。

まず、議案第25号 大川市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いた
します。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号 大川市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを採決いた
します。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、閉会中の所管事項継続調査の件を議題といたします。

この件につきまして、各委員長から、お手元に配付しております調査事項について、平成
31年3月31日まで、各委員会に付託されたい旨の申し出がっております。

よって、各委員長から申し出のとおり、付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、別紙調査付託事項につ
いて、各委員会に付託することに決しました。

次に、会議録署名議員を指名いたします。

7番内藤栄治君、8番福永寛君、以上2名を指名いたします。

以上で、本定例会の議事は全て終了いたしました。

なお、ここで、市長からの発言の申し出がっておりますので、この際お願いいたします。

市長。

○市長（倉重良一君）

ただいま議長のお許しをいただきましたので、一言御挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、提案をいたしました議案につきまして、慎重に御審議をいただき、御議決を賜りましたことに対し厚く御礼を申し上げます。

特に、平成30年度予算におきましては、厳しい財政状況の中ではございますが、限られた財源の中で、所信表明で申し上げた事柄等、全力で取り組み、市民の皆様が未来に希望の持てる大川を実感できるようなまちづくりの実現のため、鋭意努力してまいり所存でございます。

審議の過程で議員の皆様からいただきました貴重な御意見、御助言等につきましては、真摯に受けとめ、今後の市政運営に生かしてまいりたいと考えております。

簡単ではございますが、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（川野栄美子君）

これにて平成30年第1回大川市議会定例会を閉会いたします。

午前11時13分 閉会

以上、会議の次第は、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

大川市議会議長 川 野 栄美子

大川市議会議員 内 藤 栄 治

大川市議会議員 福 永 寛